

2 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

(1) 調査を命ずることができる土地の基準

意見の概要	意見に対する考え方
1. 地下水を飲用していない場合であっても、地下水汚染は広範に広がり制御不能となる危険が高いため、調査の対象とすべきである。また、従業員の労働安全の観点や、汚染の早期発見の必要性からも、従業員が立ち入ることが出来る区域は調査の対象とすべきである。(2件)	地下水等の摂取によるリスクの観点からは汚染地下水が到達し得る範囲内で地下水を飲用利用等している場合に人の健康に係る被害が生じるおそれが発生することから、そのような場合に汚染の除去等の措置を行うこととしています。また、汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点からは、当該工場等の従業員等関係者以外は立ち入ることのできない区域には調査命令を出さないこととしています。当然のことながら、従業員等に対する健康影響については労働安全衛生法により適切に管理されていると認識しています。
2. 汚染の拡大の未然防止を図るため、ア「指定区域の指定基準を超えるおそれがあると認められる」という要件を満たせば調査を命ずるべきである。	人の健康に係る被害の未然防止の観点からはアの判断要件とともに、人が有害物質を摂取するかどうか、すなわち暴露の可能性の有無も判断要件の1つです。
3. 「おそれがある」についてはA)健康に係る被害が生じるおそれ、B)指定基準を超えるおそれ、の2種類ある。土壌汚染対策法で規定している「おそれ」はA)健康に係る被害が生じるおそれであるが、本政省令案ではB)指定基準を超えるおそれについても規定しようとしており、これは法の趣旨の拡大解釈である。したがって、B)部分を削除し次のとおり修文するか、または、削除しないならば「おそれがある」ことについての判断基準や科学的根拠を具体的に定めるべきである。 「ア. その土地又は周辺の土壌・地下水の汚染状況、有害物質使用特定施設の過去の設置状況等からみて、当該土地において指定区域の指定基準を超える汚染があるおそれがあると認められること。 イ. 次のいずれかに該当すること。 1)土壌汚染に起因する地下水汚染が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認められかつ、周辺の地下水の利用状況等からみて、地下水汚染が生じたとすれば飲用等を通じて健康被	健康に係る被害の未然防止の観点からは既に汚染が判明している場合だけでは手遅れであり、土壌汚染のおそれのある場合で、暴露の可能性のある場合には調査を行うべきものであると考えます。 なお、「・・・土壌汚染に起因する地下水汚染が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、・・・」については、御指摘も踏まえて再整理します。

害のおそれがあると認められること（３）。 2)土壌の直接摂取による健康被害のおそれがある特定有害物質（４）について、その観点から定められた指定基準を超えるおそれがあると認められる場合にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる区域（従業員等以外の者が立ち入ることができない工場・事業場の区域を除く。）であること。」（１８件）	
４．イ「又は生ずるおそれがあり」を削除すべきである。基準を超過しない場合でも調査命令が下されることとなり、実質的に基準の強化となるからである。	御指摘も踏まえて再整理します。
５．地下水は水平・垂直方向に流動し、周辺の新たな土壌汚染を生ずるので、飲用しなくても土壌の直接摂取による健康被害を生ずるおそれがあるので、イ１）の「かつ」以下は削除すべきである。	汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点からの基準は別途設定して必要な対応を行うこととしているところであり、御指摘の部分はあくまでも地下水等の摂取によるリスクの観点からのものとなっています。
６－１．イ「周辺」及び「地下水の利用状況」については、法施行にあたって、行政および産業界ともに了知していなければ運用が混乱するため、具体的内容を政省令に明示されたい。（１６件）	御指摘の点については、本法の運用に混乱が生じないように環境省令や施行通知において可能な限り具体的に記載します。
６－２．（３）「地下水が到達しうと考えられる一定の範囲内」の判断は、地下における地層構造、地質、地下水流から総合的に判断することとなろう。その評価、判断にはかなりの専門性が必要であることから、都道府県知事が「技術専門委員会」等の専門家会議を設置し、諮問することで地質構造の解明、地質調査結果、地下水コンターなどのデータを基にして、技術的蓋然性、一定の判定基準により、恐れがある土地かどうかを決定すべきである。	なお、現場での判断において専門家会議を設置するのかどうかは都道府県等が必要に応じて判断することとなると考えます。
７．（３）に「地下水汚染」とあるが、その判断基準について、例えば水濁法における地下水の浄化基準や飲料水基準等である旨を明示し、自治体による裁量部分をなくし、かつ適切な運用を担保すべきである。（１４件）	ここでいう地下水汚染とは水濁法に基づく地下水の浄化基準に適合していない状態のことであり、環境省令等において明確にします。
８．（３）「公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合」とは具体的にどのような場合か。	汚染された地下水が公共用水域に流出し、当該汚染地下水が主たる原因で周辺の公共用水域の水質が環境基準に適合しない状態になってい

	るか又は適合しなくなる状態になることが確実である場合が考えられます。
9. ウ「汚染の除去等の措置に相当する措置」はどう判断すればよいか。	資料3頁の(5)に記載しているとおり、本法の汚染の除去等の措置に関する技術的基準に適合した措置の他、廃棄物最終処分場等において適切な管理がされている場合が考えられます。
10. ウ「汚染の除去等の措置に相当する措置」は限定すべきである。立入禁止、舗装、覆土、その他の覆い措置は当面の直接摂取を防ごうとするものにすぎず、調査の必要性を免除するものではないはずである。	本法の汚染の除去等の措置に関する技術的基準に適合した措置が維持・管理されている限り、汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点を含め調査は必要ないと考えておりますが、土地の改変等により措置の状態が壊れ、当該技術的基準に適合しない状態になった場合には、必要があればその時点で本法に基づき調査が命じられることとなります。
11. ウで、最終処分場が適正に管理されている場合は除外されているが、適正な管理という内容が不十分である。埋立処分が終了した後の管理も問題となる。	例えば、廃棄物の最終処分場における埋立処分が適正に行われていないことから周辺の土壌等が汚染された場合には廃棄物処理法により必要な措置が講じられることとなりますが、当該処分場において埋立処分が適正に行われている場合にはそのままの状態であれば周辺に汚染が拡散することはないと考えております。なお、その後の土地の改変等により土壌汚染による人の健康に係る被害のおそれが生じた場合には本法に基づき必要な措置等がなされることとなります。
12. 廃棄物処分場からの地質汚染現象がしばしば見られる。処分場はしっかりした地質バリアーがある所に立地すべきである。設置の際には地下水流動を考慮したモニターの設置やその値の公開が重要である。	御指摘の件は、本法とは別に廃棄物の処理処分の問題として別の場で検討されるべきものであると考えます。
13. 同業他社の事例から調査費用は莫大になるため、調査命令の発動は必要以上にならぬよう慎重に対処することを希望する。	中央環境審議会において御審議いただいたところでもあり、調査命令の発動は必要な範囲のものになるものと考えています。
14. 地下水の飲用利用のない地域で土壌汚染があった場合、調査を命令できる対象となる物質は、直接摂取によるリスクの観点から定められた物質(土壌含有基準の定められた物質)のみとなるのか明確に示すべきである。	どのような場合に調査命令が出されることとなるのかは政省令等において明確にします。
15. 「自然由来」は法の対象外であるが、	自然由来であるかどうかの判断のための考え

「自然由来」に関する判断のための考え方を早急に示すべきである。また、自然由来の有害物質に関する事業者責任の免責については、都道府県において調査結果を評価し判断できるよう明文化すべきである。（３件）	方については、施行通知において可能な範囲で記載することとします。
１６．農業用水源として用いられている地下水が汚染されている場合、汚染地下水により作られた作物を人が摂取してしまうので、調査を命じるべきである。	汚染地下水が農業用水源として用いられ、その地下水が原因で作物中に有害物質が蓄積して問題となるような濃度レベルになるようなことがあれば何らかの対応が必要であると考えますが、これまでのところカドミウムにより汚染された米の問題を除きそのような事例は承知しておりません。なお、カドミウムにより汚染された米の問題は別途農用地の土壌の汚染防止等に関する法律により対応しております。
１７．本法では、ガソリンスタンド等の水質汚濁防止法の特定施設以外の施設の廃止時に法的な対応ができないので、新たな課題として検討する必要がある。	必要があれば、水濁法の特定施設の有無にかかわらず本法の第４条に基づき調査を命ずることとなります。
１８．米国の例として、ペンキやペンキがはがれた壁等の粉体に含まれる鉛が表層土壌を汚染し、人体（特に子供）に摂取されることが問題となったという話を聞いたことがある。仮に地下水汚染が発生した場合には第４条でカバーされることになるが、直接摂取については全く手だてがないと思われる。地下水摂取リスクと比較して、このように明らかに直接摂取リスクがある場所に対しても、その程度に応じて何らかの対策をとることができなければ暴露経路管理のルートが抜け落ちていることになるのではないか。	人の健康に係る被害の防止のために必要があれば、本法の第４条により汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点からも調査命令がなされることとなり、御指摘のようなケースに対しても本法により対応が可能です。
１９－１． の調査結果等は、地方自治体が行ったものに限定し、企業が自主的に調査したものは除外すべきである。企業の自主的な調査結果も含めるとすれば、企業の自主的な取組を大きく抑制させ、土地の調査を行おうとする者はいなくなる。一律に調査命令をかけるのではなく、自主調査を尊重した取り扱いが必要である。また、４条の趣旨である健康被害の生じるおそれがある土地であることとは異質の判断基準であり、受け入れ難い。（５件）	御指摘も踏まえて企業の自主的取組を尊重した運用をすることとします。 なお、御指摘の点は本年９月20日の中央環境審議会答申「土壌汚染対策法に係る技術的事項について」において、法第４条第１項に基づく調査命令については、「・・・この土地に該当する要件としては、「土壌汚染又は地下水汚染が判明しているか、土壌汚染が存在する蓋然性が高い土地」であり、かつ、「暴露の可能性がある場合」と考えられる。・・・」とさ

19-2. を削除すべきである。理由として、(1)自主測定結果をもって行政からの調査命令が発動されるのであれば、事業者としての自主管理・汚染土壌対策を後退させる懸念がある。(2)指定区域に指定され土地の形質の変更が規制されると、新規事業の誘致に当たり他事業所よりも建設工事に支障、遅れが生じ、実質上「リストラ対象事業所」の烙印が押される上、ISO14001取得活動が阻害される。また、「等」に、行政指導等により過去に提出された資料を利用される事が含まれると解釈されるならば、法律上の問題に加え、上記と同様の問題を生じる。自治体においては、固定資産税等の税収確保上、指定に当たり、バラツキを生じる懸念が強い。(21件)

19-3. の場合で、健康被害が生ずるおそれがないと判断される場合には、調査結果は4条の扱いではなく3条の工場操業中の事業所の特定施設廃止時と同じ扱い、すなわち、工場廃止時を待って調査をさせれば足りるとすべきである。

20-1. により調査命令を受けた場合、土地所有者等は既に判明している調査結果の提出をもって、調査報告に代えることができるよう政省令に規定すべきである。また、法施行前に土地所有者等が自主的に調査を行い、都道府県等と協議のうえ措置を講じた場合などは、「汚染の除去等の措置に相当する措置」と認定すべきである。積極的に自主調査を実施した土地所有者等と、そうでない土地所有者等とで差が生じるのは不公平であり、また、指定調査機関による再調査の実施を求められた場合、土地所有者等にとって過重な負担となる。(11件)

20-2. 過去に(もしくは法の施行にまたがって)従前の「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に従い実施した調査・対策が一切無効となるのは、土地所有者にとって過剰な経費負担であり避けるべきであり、施行前からの積極的な取組を妨げないよう配慮すべきである。ただし、調査について従前の指針と今回とを比

れ、当該土地において土壌汚染が判明していることのみをもって調査命令が出されることにはならないこととされており、調査命令の要件についてはこの答申を踏まえて修正します。

調査命令が発出された際に既に得られている当該土地における土壌汚染調査の結果については、本法に基づく調査における試料採取等と同等又はそれ以上の密度で、かつ一定の精度等を保って試料採取等が行われていると認められる場合には、当該調査結果を活用できるよう環境省令で規定することとします。また、既に講じられた措置についても、現行の調査・対策指針に基づく対策技術であれば本法に基づく措置に関する技術的基準に適合しているものと考えており、自主的な取組を一層促進できるよう、当該技術的基準に照らして可能な限り二度手間とならないように運用します。

較した場合、内容に不足が生じるケース（例：土壌ガス20m間隔→10m間隔等）が考えられ、また対策についても若干の違いがあるため、従前の指針に基づく結果の有効性及び取扱い等の判断基準を示すべきである。	
21. 「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」との関連を明確にする目次項目を起し、その中に「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」を廃止する旨を明記すべきである。	本法の施行後は御指摘の調査・対策指針は土壌に関しては廃止することとしていますが、現行の調査・対策指針に基づく調査対策結果についても、一定の精度等を保って試料採取等が行われていることが認められる場合には活用できるよう環境省令で規定します。
22. に「かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められること。」を追加すべきである。要件を明確にしないと、自治体により調査命令を発出する判断が異なるなど、混乱を生じるおそれがある。また、水底土砂を浚渫し埋立造成した湾岸部の埋立地では、浚渫土中に自然由来による砒素、ふっ素等の有害物質が含まれているため、土壌環境基準の数倍程度の汚染土壌が全面に広がっている場合があり、広大な地域が指定区域となってしまうことになる。なお、東京都の条例では、自然由来の汚染については条例の適用を除外している。埋立地については埋立護岸で囲まれた地域で地下水の利用もないため、埋立造成後の土地利用の履歴から埋立由来以外に土壌汚染のおそれのないものは自然由来に準じて取り扱い、土地の改変により土壌を当該地の外部に搬出する場合に汚染が拡散しないように適切な対応を執らせている。具体的には、海面埋立地に搬出处分している。（14件）	御指摘も踏まえて再整理します。 なお、専ら自然由来により高濃度に蓄積された特定有害物質については本法の対象外となります。
23. 調査対象は現在の工場の土地履歴のみを想定しているが、現在の駐車場やグラウンドは過去の工場のミニ処分場である場合が多く認められ、そこからの地下水汚染現象が多数みられる。したがって、現在の工場の土地履歴に限らず、例えば明治時代まで可能な限りさかのぼって土地の使用履歴や過去の有害物質の使用個所を明らかにし、調査を行うべきである。	調査の対象となる土地の範囲については土地所有者等に可能な範囲で過去の土地履歴等を調べてもらうこととしていますが、本法の施行前に土地の売買のあった従前の土地の履歴まで現在の土地所有者等に求めることは難しいと考えています。
24. 汚染の機構を解明するために、土地の調	工場等の廃止時に行う土壌汚染状況調査につ

査は工場建家等の施設の改変を行う前に行うべきである。	いては、工場建家等の施設の解体等により当該土地が攪乱されたり、汚染土壌が移動・搬出されたりすることのないよう十分に注意した上で実施するよう周知することとします。
25．都道府県知事より調査命令や汚染除去命令を受けた場合に、その認定を争う不服申立制度等を設置してほしい。	行政手続法により聴聞又は弁明の機会が与えられることとなります。
26．4条に基づく調査命令が発せられ、調査命令に従って土地所有者が調査を行った結果、当該事業所に汚染が認められなかった場合、要した調査費用は誰が負担するのか。土地所有者が持つのは不当であるが、蓋然性を認めて、誤った調査命令を発した知事が補償する手だてにはどのような方法があるのか、この救済手続きを提示してほしい。	本法においては、土地の状態につき責任を有し、調査に必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等を調査の実施主体としており、調査結果の如何にかかわらず土地所有者等の負担となります。
27．汚染とは全く関係ない借家人が、調査・汚染除去義務の第一義的な負担者となることを避けるため、汚染土地上の借家人が法第3条における「管理者」または「占有者」とならないような定義を明確にしてほしい。	土地の所有者等である限り、当該土地の状態につき責任を有し、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有することから、必要な場合には本法に基づく土壤汚染状況調査を行っていただくこととなります。ただし、契約上土地の改変等の権原を有さない通常のいわゆる借家人は、管理者、占有者には該当せず、土地所有者等には含まれません。
28．汚染の未然防止と対策費の削減のため、予防が大切であり、そのためには有害物質を取り扱う施設での地質汚染のモニタリングとそのデータの公開がきわめて重要である。	本法においては必要な契機を捉えて土壤汚染状況調査を行うこととしており、当該調査の結果、本法に基づく基準に適合していない場合には指定区域として指定して一定の情報を記載した台帳を調製し、閲覧に供することとしております。

(2) 調査命令の方法

意見の概要	意見に対する考え方
1．調査すべき土地の範囲、調査対象物質、報告の期限は、一方的に明示されても対応できないおそれがあるため、都道府県知事と土地所有者等との協議の上、定めることと出来ないか。	都道府県知事が調査を命ずる際、報告の期限については、土地の所有者等からの申請により特別の事情があると認められる場合にはその期限を延長することができることとします。
2．調査命令の対象となる「土地の範囲」について、科学的根拠に基づき判断基準を明確に示すべきである。	土地の範囲については、指定区域の指定基準を超える汚染があることが明らか又は汚染があるおそれがある土地に限定して都道府県知事が

3 指定区域台帳

(1) 台帳の作成等の方法

意見の概要	意見に対する考え方
1 - 1 . 土地取引の安全及び紛争予防の観点からも、汚染除去の措置等が完了した場合においても、指定区域内の土地の履歴情報を何らかの形で保管、公開することが重要である。指定が解除された土地については、戸籍の除籍簿謄本のような台帳の記載事項をいわゆる「見え消し」により抹消し、併せて指定区域解除の理由等も記載の上、既存の指定未解除の台帳と区別して保管、公開すべきである。(3件) 1 - 2 . リスク管理地としての指定を解除し、台帳から削除する場合、データとして完全消えるのか、二本線を引いて終わりなのか。	汚染の除去等の措置のうち、浄化以外の措置を完了した場合には、実施された措置の内容とともに引き続き指定区域として台帳に記載・閲覧されることとなります。浄化を実施した場合には指定区域の指定は解除されますので、見え消しという方法ではなく、指定区域について調製することとされている台帳から削除されることとなります。 消除された台帳は、自治体における文書管理制度に基づき一定期間保存され、保存されているものについては情報公開制度に基づき公開されるものと考えます。
2 . 指定解除した際の台帳からの削除は、土地所有者の申請に応じて行うべきであり、原則として浄化された履歴を残す意味からも台帳に浄化を行った旨記録すべきである。このことは、その土地の無罪証明にもなると共に、将来的な再汚染の際の判断材料にもなるからである。	台帳からの削除は、土地所有者の申請の有無に関わらず、浄化が行われたことをもって行うこととなります。
3 . 指定区域として指定された後、浄化措置が講じられ指定解除となる要件を明確にすべきである。再度、詳細な調査・分析を実施しなければならないのであれば、費用負担が大きくなる。浄化対策の実施報告及びモニタリング結果に基づき、指定解除できるようにすべきである。(2件)	浄化実施後の報告内容(土壤溶出基準を超える指定区域におけるモニタリングによる確認調査の結果を含む。)が汚染の除去等の措置に係る技術的基準に適合していれば指定は解除されます。
4 . 「汚染除去の措置を講ずる必要のある指定区域」、「措置を講ずる必要のない指定区域」及び「指定を解除された指定区域」のすべての台帳を公開し、何人も台帳の閲覧及び写しの交付を請求することができる旨を省令に規定すべきである。台帳の調製、保管期間、閲覧方法等については、都道府県により運用が異なることがないよう統一した基準で実施すべきである。また、取引対象土地が指定区域台帳に記載され	法律上「都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない」とされています。指定を解除された指定区域に係る台帳の取扱いは、1 . に対する考え方のとおりです。 台帳の記載事項については省令で明記することとなりますが、その他の閲覧方法等についても、全国で統一的な運用が確保されることが望ましいと考えており、都道府県に対する説明会

ているか否かの証明書発行サービスが可能となるよう、都道府県を指導すべきである。土地取引者は取引対象物件の土地履歴について関心が高く、取引の仲介に係わる宅建業者にも一定の調査責任が課せられているため、有益で的確な情報が容易に入手できる体制を全国的に整備することが必要である。	等を通じてその旨周知を図ってまいります。
５．原位置での固化・封じ込めなどを措置方法として選択した場合、台帳からは消えないと理解しているが、台帳に残ると土地に対してマイナスイメージが働き、土地売買の停滞、土地の評価価格の暴落を招くと懸念される。また、浄化技術は高価なため、管理型処分場への搬出が増加すると考える。国民に土壤汚染を広く理解してもらい、土地購入予定者がマイナスイメージを持たないようにすることが必要ではないか。	浄化以外の措置を実施した場合には、汚染土壌がその土地に存在していることから引き続き台帳に記載されることとなりますが、御指摘のとおり土壤汚染に係るリスクコミュニケーションの重要性は認識しており、土壤汚染対策法に基づく浄化とそれ以外の措置は、汚染土壌から人への有害物質の暴露経路の遮断によってリスクを低減する点では同じということについて理解をしていただけるよう、環境省としても様々な場を通じて努力してまいります。
６．土地の買い手の立場で見ると、最低限、どこでどのような調査を行い、結果はどうだったのか情報公開してもらえないと怖くて買えない。さもないと、土地の流動化は不可能で、塩漬け状態からは脱却できず、合法的なミニ処分場と化していくことになる。これでは都市に人は住めなくなってしまうおそれがある	指定区域台帳の帳簿には、指定区域の所在地や土壤汚染の状態等を記載し、試料採取地点を示す図面や調査対象となった特定有害物質の含有量・溶出量等のデータを添付することとします。これらが都道府県等において閲覧に供されます。
７．台帳の公開はどのようにするのか。私は隣家のクリーニング工場の土壤汚染浄化のために、土地を無償で貸与している。自分の土地の汚染を世間に知られ、プライバシーも守られない。土地の価値も下がり、まさに財産権の侵害である。	台帳は都道府県等において閲覧に供されます。土壤汚染による人の健康被害を防止する本法の趣旨にかんがみ、土壤汚染に関する情報は可能な限り公開していくことが必要と考えています。
８－１．行政に対する不安や不信を払拭するため、汚染サイトの公表にあたっては、資料閲覧にとどまらず環境省や都道府県のホームページ上で１万分の１程度の地図にその場所を明示し、地質記載等も含めた簡単な機構説明調査結果や地下水等のモニター結果を公開するべきで ８－２．情報開示にあたっては、閲覧だけではなく環境省や各都道府県のホームページに、汚染指定地を地図に明示して公開し、汚染地周辺の地区にも紹介して周知させるべきである。こ	台帳を調製するのは都道府県等であるため、環境省においてその情報を公開することはありません。都道府県等において台帳を電子化してＨＰ上に掲載することも考えられますが、いずれにせよ公開方法の具体的な運用は各都道府県等の判断によることになります。

うして市民にも監視をしてもらい、無届の土地 改変の情報をインターネットなどで寄せてもら う仕組みを作ると仕事の効率化が図れる。	
９．「調査対象となる土地の範囲ごと」と 「（２）調査命令の「調査対象となる土地の範 囲」」が同じ表現であるため、この規定は誤解 を招く。まず、別添p.13の考え方「指定区域の 指定方法」を記述した上で、台帳のことを記述 した方が理解し易い。	御意見の趣旨が明確ではありませんが、御指 摘の「調査対象となる土地の範囲ごと」と 「調査対象となる土地の範囲」は同じ意味です ので同じ表現としています。
１０．「既に措置を講じた等の指定区域」につ いて、調査精度、措置精度が100%でありえない 限り、必ず台帳記載内容と反する事実が判明す る場合がある。このような指定区域をどのよう に管理をするのか明確にすべきである。	技術的基準に適合した措置が行われれば、そ れが台帳に記載されることになります。仮に措 置の実施後に本法に基づく何らかの対応が必要 となった場合には台帳の記載内容の修正等が必要 となります。いずれにしましても、措置済みの 指定区域については土地所有者等が管理をし ていく必要があります。
１１．汚染が確認された段階で土地登記簿にも 汚染地である旨を明記すべきである。これによ って、汚染地であることを国民に周知徹底させ ることができ、詐欺にあわないようにすることが できる。	登記簿は不動産の権利関係について公示する ものであること、登記事務は国の権限であるこ と等から、本法に基づく台帳とは制度の趣旨等 が異なるものと考えます。台帳の閲覧に当たっ ては、必要に応じ土壤汚染に関する情報を適切 に説明する体制がとられることが望ましく、そ の意味からも都道府県等が管理することが適当 と考えます。
１２．指定区域の指定等についてはどのような 形で指定の公示が示されるのか明らかにしてほ しい。	都道府県等の公報に掲載されることになりま す。
１３．汚染のある土地が指定区域として台帳に 記されることになっているが、情報公開の考え 方に基づけば、行政に報告のあった土壤汚染の 調査結果は公開対象とすべきである。	台帳は、本法に基づき行われた土壤汚染状況 調査の結果、基準に適合しない汚染が発見さ れ、指定区域に指定された土地について調製さ れます。自主的なものを含めたそれ以外の調査 結果については、各都道府県等における文書管 理制度に基づき一定期間保存され、保存されて いるものについては情報公開制度に基づき公開 されるものと考えます。いずれにしましても、 土壤汚染に関する情報は可能な限り公開してい くことが必要であると考えます。